

3 被災者生活再建相談のご案内

生活再建に関するお困り事やお悩み事はございませんか？

～弁護士、司法書士、税理士、建築士などの専門家(※)が無料でご相談に応じます。～

お隣さんと敷地の境界
のことでもめているけ
ど、どうしたら良いか
わからない。

現地で家を建てた
いけど、宅地の安全
性は大丈夫かな？

被災土地を相続した
いけど、税金はどの
くらい？

移転補償金はもら
ったけど、どのくら
い税金がかかる
の？

※【専門家の職種】

弁護士、司法書士、行政書士、税理士、社会保険労務士、
技術士、建築士、土地家屋調査士、海事代理士、
社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士

被災された方の生活再建に関するお困り事やお悩み事のうち、相続、税、隣地との境界、
宅地・建物の安全性など、専門家の対応が必要な相談について、ご都合の良い日時に最寄
りの公民館等に専門家を派遣し、個別に相談していただける機会を設けています。

専門家への相談を希望される方は、下記までお気軽にご連絡ください。

連絡先

広島市 都市整備局 都市整備調整課 復興まちづくり係

電話 (082) 504-2666 (直通) FAX (082) 504-2529

※ 復興工事事務所にご連絡いただいても結構です。

4年間、お世話になりました。

復興工事事務所が開設した平成27年度から、所長を務めてま
いりましたが、平成31年3月をもって定年退職いたしました。

当事務所を離れましても、八木・緑井地区の一日も早い復興を
祈念しつつ、陰ながら見守って参りたく存じます。今後ともご厚
誼を賜りますようお願いいたします。

皆様のご健勝をお祈り申し上げます。



前復興工事事務所長
(谷口勝美)

◎ ご相談ください

復興事業に関するご相談は、下記までお気軽にご連絡ください。

広島市都市整備局復興工事事務所（安佐南区復興推進担当）

所 在：安佐南区緑井六丁目29番28号（安佐南区役所佐東出張所2階）

連絡先：第一用地係 (082) 870-6292、6294

第一工務係 (082) 877-3354、3356

広島市復興工事事務所だより

(八木・緑井地区版 No.22)

発行
広島市都市整備局
復興工事事務所

本号では、主に今年度の工事等の予定についてお知らせします。



- | | |
|----------------------------|--------|
| 1 復興工事事務所は、今年で5年目となります。... | 1ページ |
| 2 今年度の工事等の予定について... | 2～3ページ |
| 3 被災者生活再建相談のご案内... | 4ページ |

1 復興工事事務所は、今年で5年目となります。

地域の皆様には、日頃から復興事業の推進に、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

これまでの4年間は、防災・減災のための施設整備について、設計や境界立会、用地取得などを
進め、順次、工事に着手してまいりました。引き続き、工事を進めてまいりますので、皆様のご理解と
ご協力をお願いします。

○ 復興まちづくりビジョンの対象期間

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
災害発生											
	集中復興期間						継続復興期間				



4月に復興工事事務所長に就任しました三宅修司です。

今年度は、防災・減災のための骨格的な基盤施設の緊急整備に
取り組む「集中復興期間」の最終年度になります。

職員一丸となって、事業を進めてまいりますので、引き続き、
よろしくお願いします。



事業の推進に当たり、
趣味のウォーキングと
同様、一歩一歩着実に進
めることを心掛けます。
どうぞ、よろしくお願
いします。



第一用地担当課長
(藤田富昭)

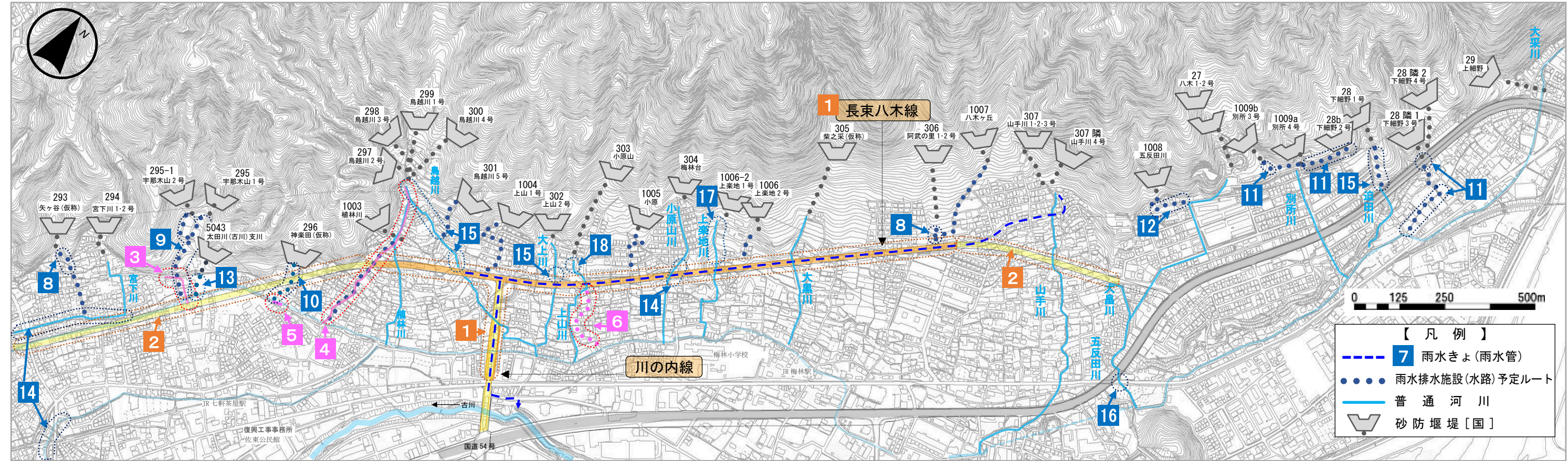
事業の推進と広
島カープの応援の
両立を目指します。
どうぞ、よろしく
お願いします。



第一工務担当課長
(岡村泰博)

2 今年度の工事等の予定について

今年度の工事等の予定については、次のとおりです。施設の整備・改良する区間の中には、用地協力をお願いしなければならない箇所もありますので、ご協力賜りますよう、お願いいたします。



区 分／路線名		番号	今 年 度 の 実 施 内 容
(集中復興期間で整備する) 長 束 八 木 線 川 の 内 線		1	昨年度に引き続き、工事を施工していきます。
(継続復興期間で整備する) 長 束 八 木 線		2	測量や設計などに着手します。
市 道 拡 幅	144, 157	3	必要な用地を取得し、工事に着手します。
	134, 136	4	
	125	5	工事を施工していきます。
市 道 新 設	520	6	必要な用地を取得し、工事に着手します。

区 分	番号	今 年 度 の 実 施 内 容
雨 の 水 整 き よ 備	7	発進基地（立坑）を建設した後、シールドマシンによる掘削を行い、貯留管（管径5,250mm、延長約1,000m）を整備します。 関連する工事についても、引き続き工事を施工していきます。

区 分／溪流・河川名		番号	今 年 度 の 実 施 内 容
雨水排水施設の整備	293 306	8	工事を施工していきます。
	295,295-1	9	必要な用地を取得し、残区間の工事を施工していきます。
	296	10	昨年度に引き続き、工事を施工していきます。
	1009b 28b 28 隣 1	11	必要な用地を取得し、工事を施工していきます。
	1008	12	残区間の工事を施工していきます。
	5043	13	設計が終わり次第、必要な用地を取得します。
普通河川の局部改良	宮下川 小原山川	14	工事を施工していきます。
	鳥越川 大上川 迫田川	15	残区間の工事を施工していきます。
	五反田川	16	昨年度に引き続き、残区間の工事を施工していきます。
	上楽地川	17	必要な用地を取得し、残区間の工事を施工していきます。
	上山川	18	必要な用地を取得し、工事を施工していきます。

※ 工事の整備区域は、用地の取得状況等により変更となる場合があります。
※ 同一路線・溪流等において、支障物件の移設等を伴う区間がある場合、工事を分割して発注することがあります。